

# 熱海市制限付一般競争入札実施要綱

平成 19 年 3 月 27 日  
告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熱海市が発注する建設工事の契約者(熱海市と契約を締結する相手方をいう。以下同じ。)を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の一般競争入札の方法により決定するに際し、当該入札の質の確保を図りつつ、入札及び契約制度のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 の 2 に規定する当該入札に参加する者に必要な資格を定めて実施すること(以下「制限付一般競争入札」という。)について、熱海市契約規則(平成 20 年熱海市規則第 16 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 20 告示 38 3・一部改正)

(対象工事等)

第 2 条 制限付一般競争入札により契約者を決定する建設工事等(以下「対象工事等」という。)は、土木工事、建築工事、設備工事及び設計委託とする。ただし、対象工事等のうち、性質、目的その他特別の事情により市長が制限付一般競争入札に適さないと認めるものは、除くものとする。

(平 19 告示 70・一部改正)

(対象工事等の決定)

第 3 条 対象工事等の決定及び制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格要件等の設定は、熱海市建設工事等入札業者指名選考委員会規程(昭和 45 年熱海市訓令第 6 号)に定める熱海市建設工事等入札業者指名選考委員会(以下「指名委員会」という。)において審議し、決定するものとする。

(入札の公告)

第 4 条 市長は、対象工事等を決定したときは、当該制限付一般競争入札に係る公告を熱海市公告式条例(昭和 25 年熱海市条例第 19 号)第 4 条の規定の例により行うほか、当該公表に関して必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 告示 70・一部改正)

(入札参加資格)

第 5 条 土木工事、建築工事又は設備工事(以下「対象工事」という。)に係る制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(平成 6 年熱海市告示第 35 号。以下「資格告示」という。)第 1 に規定する一般建設業者の競争入札参加資格の認定を受けている者

- (2) 制限付一般競争入札を行おうとする対象工事(以下「入札工事」という。)に係る建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (3) 入札工事に係る法第27条の23第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の行う経営事項の審査を受けている者であって、当該総合評価値が市長が別に定める評価値点数以上であるもの
- (4) 法第28条第3項に規定する営業停止命令を受けていない者
- (5) 熱海市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年熱海市告示第49号)に定める指名停止処分を受けていない者
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事の面において相互に関連がある建設業者でない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事ごとに特に必要と認める要件を満たしている者

2 設計委託に係る制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 資格告示第2に規定する建設業関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 前項第4号及び第5号に規定する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が設計委託当たり特に必要と認める要件を満たしている者  
(平19告示70・一部改正)  
(申請手続)

第6条 前条に規定する制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、第4条の公告を行った日から10日以内に、入札参加資格確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事等と同種の工事の施工実績書(様式第2号)
- (2) 配置予定技術者等の資格及び当該工事経験一覧表(様式第3号)
- (3) 建設業許可等一覧表(様式第4号)
- (4) 対象工事等工程表(施工計画)(様式第5号)
- (5) 対象工事を建設共同企業体により施行するときは、建設共同企業体結成に係る協定書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの  
(平19告示70・一部改正)  
(資格審査等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、制限付一般競争入札参加資格の可否を決定したときは、制限付一般競争入札

参加資格決定通知書(様式第6号。以下「通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により制限付一般競争入札参加資格があるものとして決定した者(以下「入札参加資格確認者」という。)に対し、当該制限付一般競争入札の期日までに、市長が別に定める日において、入札工事に係る設計図書等(当該設計図書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「設計図書等」という。)を貸し出し、又は配布するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、前条に規定する申請の際に設計図書等を貸し出し、又は配布することができる。

(資格の取消し)

第8条 市長は、入札参加資格確認者が当該決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該制限付一般競争入札参加資格を取り消すとともに、制限付一般競争入札参加資格取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する要件に該当することとなったとき。
- (2) 第6条の規定により提出された書類に虚偽の事項が記載されていることが明らかになったとき。
- (3) 第5条に規定する入札参加申請者としての要件に該当しなくなったとき。

(入札参加資格者名等の公表)

第9条 市長は、入札参加資格確認者及びその数については、当該入札の執行前には公表しないものとする。

(入札の中止等)

第10条 市長は、入札参加資格確認者に不正行為の疑いがある場合において、当該制限付一般競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加資格確認者を当該制限付一般競争入札に参加させず、又は当該制限付一般競争入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

- 2 市長は、制限付一般競争入札に参加する入札参加資格確認者が2者未満であるときは、当該制限付一般競争入札を中止するものとする。ただし、再度の入札にあっては、この限りでない。

(異議の申出)

第11条 制限付一般競争入札に参加した入札参加資格確認者は、設計図書等についての不明を理由として異議を申し出ることができない。

(入札結果の公表)

第12条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び金額の決定後、速やかに当該入札結果等について公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 70 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 38 3 号)

この告示は、公示の日から施行する。